

大村市長 様

大村市移住支援金交付申請書

大村市移住支援金（以下「移住支援金」という。）の交付を受けたいので、大村市補助金等交付規則第5条の規定により、関係書類を添え、次のとおり申請します。

1 申請者

ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名			
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付け、2人以上の世帯の場合は人数を記入してください。）

世帯	単身世帯	2人以上の世帯	同時に移住した世帯員の人数 （1の申請者は含まない。）		人
			上記世帯員の人数のうち18歳未満の者の人数		人
種別	就業	創業	専門人材	テレワーク	関係人口

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）※

別紙「移住支援金誓約事項」に記載された内容について	A 誓約する。	B 誓約しない。
移住支援金の交付申請日から5年以上継続して大村市に住所を有する意思について	A 意思がある。	B 意思がない。
（就業、専門人材又は関係人口（別表第2の1）の場合に記載）5年以上継続して勤務をする意思について	A 意思がある。	B 意思がない。
（就業の場合のみ記載）対象法人の代表者その他経営を担う者との関係	A 3親等以内の親族に該当しない。	B 3親等以内の親族に該当する。
（創業の場合のみ記載）創業をする意思について	A 意思がある。	B 意思がない。
（テレワークの場合のみ記載）大村市への移住の意思について	A 自己の意思である。	B 勤務先からの命令である。

※ 各種確認事項のBに○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

(別紙)

移住支援金誓約事項

- 1 市から、移住支援金に係る状況の報告を求められた場合は、それに応じます。
- 2 次に掲げる場合には、県の移住支援事業、マッチング支援事業及び創業支援事業実施要領第5の1の(2)及び大村市補助金等交付規則第20条の規定に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を移住支援金の額に乗じて得た額を市に返還します。
 - (1) 次のアからエまでのいずれかに該当すると認めるとき。 10分の10
 - ア 虚偽の申請等をしたとき。
 - イ 移住支援金の申請日から3年未満で本市から移住支援事業を実施していない長崎県内の市町又は県外の市町村に転出したとき。
 - ウ 移住支援金の申請日から1年以内で当該申請に係る勤務先に勤務する者でなくなったとき。
 - エ 県の創業支援金の交付決定を取り消されたとき。
 - (2) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から移住支援事業を実施していない長崎県内の市町又は県外の市町村に転出したとき。 2分の1
 - (3) 移住支援金の申請日から3年未満で本市から移住支援事業を実施している長崎県内の市町に転出したとき。 4分の1
 - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から移住支援事業を実施している長崎県内の市町に転出したとき。 8分の1
 - (5) その他この要綱及び県要領の規定に違反したとき。 市長の定める割合
- 3 移住支援事業の実施状況の報告等のために必要がある場合は、申請者の個人情報を市が国及び県に提供することに同意します。
- 4 移住支援金の交付に当たり、市が住民基本台帳の情報及び市税の納付状況を確認することに同意します。